資料①

障がい者施策に関する連携体制フロー図

基幹相談支援センター

■担当事項

□総合・専門的な相談支援（困難事例等）

□相談支援事業者の統括・支援

□虐待防止・権利擁護・地域移行　他

■実施機関

□こひつじ（市委託事業者）

総合的課題の提示等

専門的課題の提示等

地域自立支援協議会

■担当事項

□施策全般にわたる検証・提言　□相談支援事業の運営評価　□困難事例対応への検証・助言

□関係機関のネットワーク構築　□障害者計画・障害福祉計画の策定　他

■構成機関

□障害福祉事業者　□相談支援事業者　□当事者団体　□市議会議員　□民生委員　□学識経験者

□医療機関　□教育機関　□就労機関　□行政

相談内容の連絡等

支援方法の提示等

困難事例の相談等

支援方法の提示等

市福祉事務所

総合的課題の提示等

専門的課題の提示等

市　民

障害者相談員

■担当事項

□地域活動の推進

□一次的な相談支援

□関係機関への連絡　他

■構成員：3 障害・旧町単位

□市民 12 名（市委嘱者）

障がい者支援ネットワーク会議≪拡充≫

■担当事項

□障がい者への支援に関すること

□障害福祉サービスに関すること　他

■構成機関：旧町単位

□障害福祉事業者　□相談支援事業者

□包括支援センター　□行政

障害者就労支援ネットワーク会議

■担当事項

□就労の場づくりに関すること

□工賃アップに関すること

□共同受注窓口の運営に関すること　他

■構成機関

□就労支援事業者　□行政

当事者団体ネットワーク会議≪新規≫

■担当事項

□当事者団体の活動強化に関すること　他

■構成機関（呼びかけ団体／略称）

□身障福祉　□心身父母　□精神家族

□視覚協会　□難聴者会　□アンダンテ

□わたぼうし　□ハミング　□行政